

第 69 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分为非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成18年10月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同年2月25日以降に当時の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件設置者」という。）から名古屋市市民経済局産業部地域商業課（以下「地域商業課」という。）に事前協議のために提出された書類及び行政指導関係の書類全ての公開請求を行った。

2 同年10月19日、実施機関は、上記の公開請求に対して、下記(1)の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、下記(2)の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 特定した行政文書

- ア ○○○○○○○○跡地開発計画に関するご説明会（平成18年 2月10日付け）
- イ 説明会記録（平成18年 3月11日付け）
- ウ 事前相談において提出された資料（平成18年 4月20日付け）
- エ 事前相談において提出された資料（平成18年 4月24日付け）
- オ ○○○○○○○○跡地開発計画
- カ 大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 6月13日分）
- キ 大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 6月29日分）
- ク 大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 8月 2日分）
- ケ 大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 9月13日分）
- コ 大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 9月25日分）

(2) 非公開事由

- ア 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当
本件行政文書には、法人の事業活動上の情報が含まれており、公開す

ることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

イ 条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当

本件行政文書には、未確定の段階の情報が含まれており、公開することにより、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

- 3 平成18年11月 6日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例の目的について

名古屋市は、企業の利益を最優先と考え、市民の生命、健康、生活及び環境を守るという考えが全くない。条例の目的を無視する態度である。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号について

本号ただし書は、本号本文に該当する場合であっても、人の生命、身体、健康、市民生活や環境を保護するために必要な場合その他公益上特に必要な場合は公開することを定めたものである。したがって、ただし書の規定を適用しない本件処分は、住民の健康及び生活環境に係る被害を全く考えないものであり、不公正であると言わざるを得ず、違法で不当である。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 4 号について

名古屋市が保有する情報について、その内容が確定しなければ公開しないということであれば、市民の市政への参加は不可能であり、条例は空文と言わざるを得ない。また、市民からの情報を付加せずに決定し、重大な変更を余儀なくされる場合には、市は大きな経済的・時間的浪費を行うことになる言わざるを得ない。

未確定の段階の情報は、あくまで未確定の段階であるとしたうえで公開すれば、誤解が生じるおそれはなく、混乱を生じさせるおそれも皆無に近

いものと考えられる。確定後の情報は、市と市民にとって、もはや何の価値もない腐った情報であり、必要とされる時に提供できる新鮮な情報であってこそ、条例の意味がある。したがって、本件処分は、条例の目的に沿わない、市民の利益を考えない不公正な決定であると言わざるを得ず、違法で不当である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 2号について

本件行政文書には、本件設置者が開発を計画している商業施設の検討段階の未確定な情報や、店舗の規模、商圈等経営戦略に関する情報が記載されていることから、これを公開することにより、計画が既に確定したかのような無用な誤解や混乱を招くおそれがある。また、企業イメージが低下したり、事業競争上の利益が損なわれたりすることから、本件設置者に不利益が生ずるおそれがある。さらに、情報を公開する場合に生ずる事業活動上の不利益と、公開することによる公益とを比較衡量した場合、本件行政文書に係る情報は、未確定な性質を持つものであることから、これを公開することが人の生命、身体、健康、市民生活や環境の保護その他公益を保護するとまでは考えられず、あえて公にすることが必要であるとは認められない。したがって、本件行政文書は、条例第 7条第 1項第 2号本文に該当し、同号ただし書には該当しない。

2 条例第 7条第 1項第 4号について

本件行政文書には、未確定な情報が記載されており、この段階で本件行政文書を公にすると、市民にこの計画が既に確定したかのような誤解を与えたり、無用の混乱を招いたりするおそれがある。したがって、本件行政文書は、条例第 7条第 1項第 4号に該当する。

3 事前相談について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5条に基づく届出の前に行われる相談は、公にされないことを前提に計画の検討状況について行われるものである。また、地域商業課にとっては、事前の相談により、届出前に店舗の計画を把握し、かつ、法令等に基づく適切な助言が可能となり、ひいては店舗の周辺地域の生活環境の保持という法の目的の達成に寄与することができる。しかしながら、届出前の相談内容を公にすると、届出をしようとする者は、届出前に相談することをためらってしまい、

設置者の行う周辺地域への配慮に関して適切な助言ができなくなるおそれがある。

なお、本件行政文書は、提出が義務付けられているものではなく、法の円滑な運用のために本件設置者から任意に提出されているものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 2 号又は第 4 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 事前相談について

法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境を保持するため、大規模小売店舗の新設等に際して設置者に届出を行うことを義務付けている。この届出に関しては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）が示されており、設置者には指針の趣旨及び内容に沿った対応が求められている。

設置者の指針の趣旨や内容への理解度が様々であることから、本市では、届出に関する事前相談の機会をとらえて、法律の趣旨を踏まえた内容の店舗計画となるよう、設置者との相談を行っている。

なお、本件設置者が開発を計画している商業施設については、平成〇年〇月〇日に法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出が行われ、平成〇年〇月〇日付けで法第 8 条第 4 項の規定に基づく本市の意見を有しない旨の通知が行われている。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

当審査会は、まず、本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか

否かを判断する。

- (1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件行政文書は、本件設置者が開発を計画している商業施設に関する情報が記載されたものであることから、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。
- (3) 次に、本件行政文書を公開すると、本件設置者に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。
- (4) 本件行政文書のうち別表に掲げる情報は、本件設置者が開発を計画している商業施設の設置に伴う周辺交差点への交通負荷の影響を検証するための各種データ、当該商業施設への入出庫に係る交通量の解析を行った記録、当該開発計画に伴い必要となる現況交通の把握を目的とする調査の概要、当該商業施設への進入路に関する設計データ等である。これらの情報は、本件設置者がこれまで同様の商業施設を設置してきたことにより取得したノウハウを踏まえた経営戦略に関する情報であることから、これを公開することにより、本件設置者が通常有する競争上の利益が損なわれると認められる。

また、異議申立人は、本件行政文書が本号ただし書ア及びウに該当すると主張する。ただし書アは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止等するために公開することが必要であると認められるものを、ただし書ウは、公益上の観点から、特に公開することが必要であると認められるものを公開しなければならないと規定しているが、本件行政文書のうち別表に掲げる情報は、これらの情報には該当しないと認められる。
- (5) 以上のことから、本件行政文書のうち別表に掲げる情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。
- (6) なお、本件行政文書のうち別表に掲げる情報以外の情報は、当該開発計画の概要のほか、事前相談や地元住民との間で行われた協議の日時、場所、協議内容等を記したものの、本件設置者が地元説明会で配布している資料と

同じ内容のものであることから、これを公開しても本件設置者に明らかに不利益を与えるとは認められない。

5 条例第 7条第 1項第 4号該当性

次に、本件行政文書が条例第 7条第 1項第 4号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本号該当性が認められるのは、市の機関等の行政内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、事業者との協議、検討等は含まれないと解されるところ、本件行政文書は、本件設置者が開発を計画している商業施設について、市と本件設置者との間で審議、検討又は協議しているものであり、本市の意思決定等を行うための行政内部の審議、検討又は協議に関する情報であるとは認められない。

(3) したがって、本件行政文書は、条例第 7条第 1項第 4号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年11月16日	諮問書の受理
11月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月20日	実施機関の弁明意見書を受理
12月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成19年 1月30日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
7月10日 (第80回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
8月14日	調査審議

(第81回審査会)	実施機関の意見を聴取
平成20年 2月12日 (第87回審査会)	調査審議
3月21日 (第88回審査会)	調査審議
平成21年 2月10日 (第99回審査会)	調査審議
2月19日	答申

別表

		非公開とすべき情報
説明会記録（平成18年 3月11日付け）		全部
事前相談において提出された資料（平成18年 4月20日付け）		全部
事前相談において提出された資料（平成18年 4月24日付け）		全部
〇〇〇〇〇	資料①	15ページ目から22ページ目まで
〇〇〇〇跡	資料②	23ページ目、25ページ目、26ページ目及び28ページ目
地開発計画	資料③	全部
大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 6月13日分）		13ページ目及び14ページ目以外の部分
大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 6月29日分）		全部
大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 8月 2日分）		全部
大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 9月13日分）		全部
大規模小売店舗に関する相談記録票（平成18年 9月25日分）		全部